

ハイドロテクトコート認定施工店規約

第1条(認定施工店)

認定施工店とは、ハイドロテクトコート(以下、本コート材といいます)が、建築現場で確実に施工されるための施工・商品知識を有する施工店で、次条に基づき、TOTO株式会社(以下、当社といいます)が登録した施工店をいいます。具体的には、お客様満足度向上の為に、以下の対応ができることとします。

- (1) 本コート材を検討しているお客様に対して、技術的な障害が無い限り、本コート材を最優先で提案できる。
- (2) 本コート材を検討しているお客様に対して、本コート材の特長やベネフィットを十分に説明できる。
- (3) 塗料及び塗装工事について、また下地補修やシーリング材等の付帯工事についても見識があり、お客様に適切な提案ができる。
- (4) 本コート材全商品が扱える技能を有すると共に、適切な下地診断等を実施できる。
- (5) 本コート材の施工にあたって、認定施工店またはその協力施工店が本コート材の施工知識を正しく理解し、品質最優先で施工及び施工管理ができる。
- (6) 工事に対してお客様から信頼を得る為に、工程打合せ、安全管理、マナー向上に取り組んでいる。

第2条(登録)

本コート材を施工するため、当社の認定施工店として登録を希望する会社は、当社が指定する販売会社の実施する施工・商品知識説明を受講するものとし、当該説明を受講後、代理店・販売店(以下、代理店といいます)を通じて当社に対し、登録申込書を提出することとします。

2. 当社は、申込施工店が認定施工店としての資格要件を満たしていると判断し、承認した場合、当該申込施工店に対し、「ハイドロテクトコート認定証」を発行します。尚、主な資格要件は以下のものとします。

- (1) 認定施工店は、お客様及びお取引様より信頼を得て、健全な事業活動を継続的に実施していること。
- (2) 本コート材の施工を行うにあたって第1条の要件を満たしていること。
- (3) お客様に対し、契約内容の正しい説明を行い、お客様からのクレームについても責任ある対応ができること。
- (4) 特定商取引に関する法律等にて規制される次の取引形態のいずれにも該当しないこと。
訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引

第3条(認定施工店資格の喪失)

認定施工店が次の各号の一に該当することとなった場合、当社は、代理店と協議の上、認定施工店としての資格を喪失させ、登録を抹消するものとします。なお、登録が抹消された場合でも、第2条の手続きに従い、当社の承認を得た場合、再登録できるものとします。

- (1) 前条に定める資格要件を欠くと判断される場合。
- (2) 年間1件、100㎡以上の施工実績が無く、施工品質の維持が困難であると判断される場合。
- (3) 当社、代理店又は他の施工会社に損害を与えるまたは与えるおそれのある行為をした場合。
- (4) 認定施工店の経営状況が悪化し、事業存続が困難であると認められるとき。
- (5) 認定施工店が本規約に違反したとき。
- (6) 法令に違反をしたとき、あるいは、そのおそれがあると判断されるとき。
- (7) お客様及びお取引様に対し多大な損害を与えたとき、あるいは、与えるおそれがあると当社又は代理店が判断したとき。
- (8) お客様及びお取引様に対し誤解を与えるような営業等によりクレームが生じ、当該クレームに対する当社又は代理店からの通知後、相当期間を経過してもこれを是正しないとき。

2. 認定施工店が次の各号の一に該当する場合、又は該当すると当社が認めた場合には、当社は、認定施工店としての資格を喪失させ、登録を抹消することができるものとします。

- (1) 認定施工店が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下、反社会的勢力という)である場合、又はあった場合。
- (2) 認定施工店の主要な出資者、代表者、役員、経営幹部もしくは実質的に経営権を有するもの(以下、認定施工店の役員等という)が反社会的勢力である場合、又はあった場合。
- (3) 認定施工店の役員等が反社会的勢力への資金提供を行った場合、又は反社会的勢力と密接な関係がある場合。
- (4) 認定施工店の役員等が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者とかがかり、つながりのある者である場合。
- (5) 認定施工店が当社又は代理店との契約の履行のために契約する者が前四号のいずれかに該当する場合。
- (6) 認定施工店が自ら又は第三者を利用して、当社又は代理店に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝えた場合。
- (7) 認定施工店が、自ら又は第三者を利用して、当社又は代理店に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
- (8) 認定施工店が、自ら又は第三者を利用して、当社又は代理店の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
- (9) 認定施工店が、自ら又は第三者を利用して、当社又は代理店の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合。

第4条(商標等の使用)

認定施工店は、当社がTOTO株式会社より再許諾権付の通常使用権の許諾を受けている次に定める登録商標(以下、本登録商標といいます)を本コート材の販売及び本コート材の施工における次の広告・販促材料等に使用することができるものとします。

(1) 本登録商標の表示

①登録商標「ハイドロテクトマーク(図形)」②第4252696号(第1類)、第4252697号(第2類)、第4272075号(第37類)

(2) 広告・販促材料等の表示

①名刺 ②チラシ ③ホームページ ④営業上作成するプレゼンテーション資料

2. 前項の本登録商標を使用しようとする認定施工店は、見本を添えて「商標等使用許諾申込書」を当社に提出し、その使用方法・形態等について当社の事前の承認を得るものとします。
3. 認定施工店は本登録商標を当社及び代理店が確認した施工品質に合致する本コート材の施工にのみ使用するものとします。
4. 認定施工店は本コート材の施工品質を維持するため当社もしくは代理店が必要と認め、施工品質管理に関する情報の提供を求めたときは、速やかにその要求に応じるものとします。

第5条(商標等の除去)

前条により本登録商標を使用する認定施工店は、次の各号の一に該当したときは、本登録商標を使用する権限を失うものとし、速やかに本登録商標を使用した名刺、チラシ等を廃棄し、あるいは削除しなければならないものとします。

- (1) 認定施工店資格を喪失したとき。
- (2) 本登録商標を当社の承認を得ずに第三者に使用させたとき。
- (3) 前条に違反したとき。

第6条(責任施工)

認定施工店は、その責任と負担において、本コート材の施工を実施するものとします。

2. 当社は、認定施工店の本コート材の施工品質が悪化した場合、認定施工店に対し本コート材の取り扱い中止を求めることができる。

第7条(品質保証)

本コート材の施工に関する品質保証は、原則として本コート材の施工を行う認定施工店と当該施工を行う認定施工店に本コート材を納品する代理店及び本コート材の製造者である当社の三者が共同して保証するのを原則とします。

2. 前項の定めにかかわらず、不具合が施工上の瑕疵によるものであることが明らかな場合は、施工を行った当該認定施工店が、不具合が本コート材の瑕疵によるものであることが明らかな場合は当社が、又不具合が当該代理店の本コート材の保管の瑕疵によるものである場合は、当該施工を行った認定施工店に本コート材を納入した代理店が、それぞれその責任と負担において処理・解決するものとします。

3. 前二項の定めにかかわらず、不具合が本コート材の施工、又は本コート材、いずれの瑕疵によるものか明らかでない場合は、当該施工を行った認定施工店、本コート材を納品した代理店及び当社が協議のうえ処理・解決するものとします。

第8条(秘密保持)

認定施工店は、本規約に関連して知り得た当社及び代理店の技術上あるいは営業上の秘密を保持し、事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、または漏洩してはならないものとします。

第9条(届出・通知)

認定施工店は当社に届け出た住所・会社名・代表者名等に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとします。

第10条(代理店の変更)

認定施工店は、何らかの事由により推薦を受けた代理店との取引継続が不可能となり、代理店を変更する場合、当社に、通知するものとし、改めて第2条の登録手続きを行うものとします。

第11条(規約の変更)

当社は、認定施工店に3ヶ月前に通知することにより本規約を変更することができるものとします。

以上

平成23年 1月 1日制定